

平成23年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年3月2日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成23年3月23日 午前10時10分			議 長 太 田 重 喜	
	閉会	平成23年3月23日 午前11時32分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	筒井 保
	副市長	中島 庸二	産業建設課長	
	教育長	杉崎 士郎	学校教育課長	
	会計管理者	田中 明	社会教育課長	
	嬉野総合支所長	坂本 健二	総務課長(支所)	永江 邦弘
	総務部長	大森 紹正	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	企画部長	中島 文二郎	新幹線整備課長	
	健康福祉部長	石橋 勇市	観光商工課長	
	産業建設部長	一ノ瀬 真	健康福祉課長	
	教育部長・教育 総務課長兼務	宮崎 和則	農林課長	松尾 保幸
	財政課長	徳永 賢治	建設課長	中尾 嘉伸
	総務課長(本庁)		環境下水道課長	池田 博幸
	市民税務課長(本庁)	渕野 美喜子	農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長		水道課長	一ノ瀬 良昭
	地域づくり課長	山口 久義	選挙管理委員長	
	福祉課長・こども課長兼務			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成23年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成23年3月23日（水）

本会議第10日目

午前10時 開 議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第1号 嬉野市下水道審議会条例の制定について
 - 議案第2号 嬉野市部設置条例の全部改正について
 - 議案第3号 嬉野市定住促進条例の一部改正について
 - 議案第4号 嬉野市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 議案第5号 嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部改正について
 - 議案第6号 嬉野市営公衆浴場条例の一部改正について
 - 議案第7号 嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
 - 議案第8号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - 議案第9号 嬉野市総合支所設置条例の廃止について
 - 議案第10号 財産の処分について
 - 議案第13号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
 - 議案第14号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第15号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第16号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第17号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第18号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第19号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第20号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第21号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第4号）
 - 議案第22号 平成22年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
 - 議案第23号 平成23年度嬉野市一般会計予算
 - 議案第24号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第25号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第26号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計予算

議案第27号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別
会計予算

議案第28号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費
特別会計予算

議案第29号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費
特別会計予算

議案第30号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算

議案第31号 平成23年度嬉野市水道事業会計予算

日程第2 議員派遣について

日程第3 閉会中の付託事件について

午前10時10分 開議

○議長（太田重喜君）

おはようございます。連日大変でございますが、3月定例会は本日まででございます。どうぞ最後までしっかりよろしくお願いします。

本日は全員出席です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．討論・採決を行います。

議案第1号 嬉野市下水道審議会条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第1号 嬉野市下水道審議会条例の制定については可決されました。

次に、議案第2号 嬉野市部設置条例の全部改正について、討論を行います。討論はありませんか。山口政人議員。

○5番（山口政人君）

議案第2号 嬉野市部設置条例の全部改正については、反対の立場で討論をいたします。

本市には2つの庁舎がありますが、あくまでも市役所の位置は塩田庁舎となっており、嬉野庁舎は総合支所であると理解をしております。今回の条例改正は、行政組織の改革に伴いとなっており、組織機構図を見れば建設部はすべて嬉野庁舎となっており、これは明らかに

総合支所方式ではなく、分庁方式に移行するためであると考えられます。

重要な政策の変更であり、今回のような組織機構の改革をする場合は広く住民の意見を聞くべきであると思うし、組織機構でも2つの庁舎に分けないと機能が低下するということはないと思う。何のために合併したのかと疑いたくなるし、一体化は到底無理だと思う。また、住民感情として許されるものではない。

以上の理由から、私は本案について反対をするものであります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第2号 嬉野市部設置条例の全部改正については可決されました。

次に、議案第3号 嬉野市定住促進条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第3号 嬉野市定住促進条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第4号 嬉野市国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

議案第4号に反対の立場から討論いたします。国民健康保険税条例の一部改正の討論ですね。

今議会に国民健康保険税引き上げの提案がされておりますが、私は反対の立場で討論いたします。

私は、改正案を提案する前に今日までに至った経緯など市民に十分説明を行い、改善策などを市民が納得してから提案すべきだと考えます。この問題は数年前から予測されてきたに

もかわらず、不況が長引く今日になって引き上げを提案することは当局の怠慢であると思います。

江戸時代、現在の山形県米沢藩は財政難が逼迫し、窮地に追い込まれました。時の9代藩主上杉鷹山公は危機的な財政を立て直されました。その中で、武士や市民に対して説いた有名な言葉があります。「なせばなる、なさねばならぬ、何事も、ならぬは人のなさぬなりけり」。「なせばなる、なさねばならぬ、何事も、ならぬは人のなさぬなりけり」。やればできるということを実践されて、成功されておられます。

具体的な一例を申し上げますと、長野県佐久市は日本一高い医療費に市の財政は逼迫し、追い込まれ、それを知った医学博士の三浦先生は医療改善のために市長となり、市民の健康増進に力を注がれ、数年後には日本一安い医療費を確立されました。当時、塩田町も県下で高い医療費が町民の大きな負担となっておりましたので、佐久市に視察をしてまいりました。佐久市は、市長みずから先頭に立って地域を訪問し、食生活の改善に努力され、高血圧で悩む市民を助けられ、その結果、医療費も大幅に改善されております。長野県の健康増進の合い言葉に「ぴんぴんころり」は有名な代名詞として全国に知られております。

また、静岡県掛川市では学校給食時に全児童にお茶が使われています。お茶はカテキンなどを含み、がんの発生も防ぐ効果があると言われておりますが、静岡県は長寿日本一とも言われております。

3月11日、東北大震災は一瞬のうちに未曾有の大惨事を引き起こしました。死者、行方不明は2万人を超え、被災者は40万人にも達しました。その直後、福島原子力発電所が次々と火災を起こし、ソ連のチェルノブイリ発電所の大火災に次ぐ世界で2番目の大惨事の事故と言われ、日本の原子力発電の安全神話も崩壊いたしました。

今後、国の財政はますます厳しさを増していくのは当然であり、行政を預かる者は覚悟しなければならぬと思います。国は、東北地震と福島原発の重大事故で危機的財政難に陥るのは明白であります。この厳しい時期に引き上げの改正は市民に反発を招き、今日でも県下で最悪の税収納はさらに困難となることが予測されます。

嬉野市もゼロからのスタート点に立ち、市民への健康診断の徹底、また早期発見、早期治療を合い言葉とし、市民の健康増進策に取り組むことが近々の最重要課題であります。健康増進のまち宣言を市長は提案すべきではないかと思っております。

がんの死亡率は3分の1に達すと言われます。がんの撲滅のためにも、茶どころ嬉野は健康増進を目指し、お茶一杯運動を本気で取り組むべきではありませんか。何の議論も対策もなく、安易な引き上げは国保加入者の不満を募らせるばかりだと思います。これを機に、市長を先頭に職員、議員は健康増進のために米沢藩の上杉鷹山公の言葉を思い起こし、嬉野市の未来のためにあらゆる提案と努力を行うべきではないかと考え、この4号提案には反対するものであります。

○議長（太田重喜君）

ほかにありませんか。梶原議員。（発言する者あり）賛成。（「反対です」と呼ぶ者あり）賛成の方はおられますか。園田議員。

○9番（園田浩之君）

この一部改正について賛成する立場から発言をいたします。

国民健康保険税がこのような状態になるということは、前もって予測はできていたものの、これが施されなかったということは、執行部におかれましては落ち度があったことは事実であります。国民健康保険特別会計が赤字決算ということになることは、原則として赤字決算を起こしてはならないという立場からと税の公平性から見て、もしこれを否決されると一般会計からの繰り入れということになりますので、税の公平性から見て正当でないということから、このことの改正について賛成をいたします。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。反対討論の方。（「反対です」と呼ぶ者あり）梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

議長の許可をいただきましたので、議案第4号 国民健康保険税条例の一部改正について反対の立場から討論させていただきます。

国民皆保険制度は、だれもが平等に必要なとすときに必要な医療を受けられる世界でもすぐれた制度であり、これからも持続すべきことは言うまでもありません。

今回の提案に対し、本市の国保会計が厳しい状況において提案されていることも、また、激変緩和措置として経過措置が設けられていることも理解するものでございます。しかし、今日の経済状況を見たときに、本市においても観光産業を初め、すべての産業が疲弊している状況にあるのもまた事実であります。そこに追い打ちをかけたのが今回の東日本大震災であり、国民、市民の皆様が将来に対し、大きな不安を抱えていらっしゃいます。日本経済が大きなダメージを受けるのは避けられません。

現に近隣の観光地を初め、本市においても影響が出始めており、このような状況の中での今回の提案は、市民の皆様の経済的負担を増大させ、市民の皆様の御理解をいただけるのか、甚だ疑問を抱くものであります。

特に、現制度でさえも保険税を払いたくても払えず、短期保険証や資格証明書を受給されている方にとってはますます支払いが困難になることが予測され、徴収率が伸びない中、徴収率の再低下が懸念されます。まずは最大限の医療費削減に努められ、低所得者に対する周辺整備等を拡充し、徴収対策の充実を図るべきであります。

よって、議案第4号 国民健康保険税条例の一部改正について反対を表明いたします。

○議長（太田重喜君）

賛成者の方で討論ございますか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

私は、議案第4号 嬉野市国民健康保険税条例の一部改正に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど賛成討論者の園田議員が言われましたけれども、私もこの一部改正については賛成ではございますけれども、数年前からです、この基金がもうなくなるということは、常日ごろから私を含めいろんな議員が執行部に対して申し上げ、税率の改定を本当に本気になって考えなさいというふうなことを言っていたことは事実でありますし、そのことに対して執行部が何ら今まで対応されていなかったことについては、やはり執行部の怠慢であったということは間違いないと私も確信をするところでございます。

しかしながら、合併してこの5年間の間に基金が毎年毎年、平均して5,000万円から6,000万円取り崩しを行った結果、ついに22年度、今期におきましては基金がなくなるというふうな状況に陥ったわけでございます。今回の改定案は、あくまでも経過措置の一部改正案ではございますが、やはりこの一部改正の経過措置を行っても、原案の今の積算においては4,000万円程度の赤字が発生するだろうというふうなことでございます。

現在の経済状況がかなり厳しいということについては私も重々わかっておりますし、今回、一部改正をし、税を上げることが本当にいいのかということで大変悩みましたが、やはり国民健康保険のこれからの本当の自主性を考えた場合、これはあくまでも加入者がやはり自分たちの保険ということの認識を持ち、そして滞納の問題、その点についても改善をされていくことがやはり重要であると。そして、自分たちの健康は自分たちで管理をするという、そういうふうな理念を持たれて、やはり医療給付の削減にも努めていただきたいというふうに思います。

今回の経過措置におきましては、現在の経済状況を勘案され、2年間のアップは3分の2程度に抑えられたという執行部のことを考えれば、今回の一部改正についてはやむを得ないものということで、私は賛成をいたします。

○議長（太田重喜君）

ほかに討論はありませんか。反対の方ではありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第4号 嬉野市国民健康保険税条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第5号 嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第5号 嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第6号 嬉野市営公衆浴場条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第6号 嬉野市営公衆浴場条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第7号 嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第7号 嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第8号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第8号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第9号 嬉野市総合支所設置条例の廃止についての討論を行います。討論はありませんか。西村議員。

○15番（西村信夫君）

議案第9号 嬉野市総合支所設置条例の廃止について、反対の立場で討論をいたします。

行政組織の編成については、地方自治法第158条により市長の権限であるけれども、今回の総合支所の廃止は総合支所方式から分庁方式に変更するものであり、市民生活に大きな影響を与えるものであり、合併協議の中では総合支所方式を基本という確認がなっております。こうした経緯を考慮すると、重要な政策の変更と私は考えております。

嬉野市議会では、平成21年7月に議会基本条例を制定、施行し、第7条では、市長が提案する重要な政策については、その政策の詳細について明らかにするよう定められてあります。今回の総合支所廃止条例については、提案に至るまでの経緯、それから将来にわたるコストの計算、要するに効果などが明確にされておらず、この設置条例については、私は反対する立場であります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第9号 嬉野市総合支所設置条例の廃止については可決されました。

次に、議案第10号 財産の処分について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第10号 財産の処分については可決されました。

次に、議案第13号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第13号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）については可決されました。

次に、議案第14号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第14号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については可決されました。

次に、議案第15号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第15号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第16号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第16号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第17号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第17号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第18号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第18号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第19号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第19号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第20号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第20号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第21号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第21号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第4号）は可決されました。

次に、議案第22号 平成22年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第22号 平成22年度嬉野市水道事業会計補正予算(第2号)は可決されました。

次に、議案第23号 平成23年度嬉野市一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第23号 平成23年度嬉野市一般会計予算は可決されました。

次に、議案第24号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第24号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計予算は可決されました。

次に、議案第25号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第25号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算は可決されました。

次に、議案第26号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第26号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計予算は可決されました。

次に、議案第27号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第27号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第28号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第28号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第29号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第29号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第30号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第30号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算は可決されました。

次に、議案第31号 平成23年度嬉野市水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第31号 平成23年度嬉野市水道事業会計予算は可決されました。

日程第2. 発議第1号 議案第23号 平成23年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

発議第1号

議案第23号 平成23年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成23年3月23日提出

嬉野市議会議長 太田 重喜 様

提出者 嬉野市議会議員 織 田 菊 男

賛成者 嬉野市議会議員 田 口 好 秋

賛成者 嬉野市議会議員 小 田 寛 之

理由 塩田中学校改築における市民の防災への意識調査及び周辺住民の同意を得ることが必要なため。

議案第23号 平成23年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議について（案）

平成23年3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震と大地震に伴う想定を超えた大津波により大惨事が発生したことは日本国民として大変憂慮すべきことである。

発生から10日以上経過した現在、死者・行方不明者が2万1千人を超え、避難している人は約35万人を数え、地域が壊滅し、多くの子どもたちも犠牲となっており、自然災害の恐ろしさを改めて実感するものである。

このように過去に例を見ない大惨事は日本人の誰もが想定していなかったことで、言い換えれば自然災害はいつでもどこでも起こり得ることを改めて実感する。

現在、本市においては塩田中学校を現在の場所で改築する計画が進められている。

しかし、今回の東北関東大震災の被災状況を考えると、現計画で災害に十分対応できるか疑問がある。

以上のことから、平成23年度嬉野市一般会計予算における塩田中学校改築実施計画の策定にあたっては、幅広く意見を収集し、協議する機会を設けるため、下記の事項について調査することを強く求める。

記

1. 日本国民は地震・津波に対して非常に不安と危機感を持っており、嬉野市民も同様である。よって、塩田中学校の建設予定地についても想定外の自然災害が考えられ、小学校・中学校の保護者を対象とした意識調査を実施すること。

2. 現在の中学校敷地内において改築する場合、町分区、塩田区及び原町区の住民の了承を得ること。

以上決議する。

平成23年3月23日

嬉野市議会

これが案でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

○15番（西村信夫君）

今、発案者のほうから附帯決議について具体的に説明を受けたわけですが、今回の大地震については、本当に国民の方、そしてまた、原発事故も追い打ちをかけてやったということで、本当に大変な状況に今侵されております。それは認識済みでございますけれども、質問をいたしたいと思います。

今回の塩田中学校の建設予定地についても想定外の自然災害が考えられると。小学校、中学校の保護者を対象にして意識調査を実施することとということですが、これは嬉野市の取り組みとしても、今現在、中学校の跡地にもう計画が既に進められております。この進められておるといことにつきましては、有識者の検討委員会、それから市の部課長を含めて、地元の人たちを交えてこの方向づけがされておるとい中で、1000年に1回ぐらいと言われておりますこの大地震のもとで大きく変更する、あるいは意識調査をまたし直すべきだといことはいかなものかと私は思っております。

市長はこの間、議会で、質問の席で答弁をいただきましたけれども、耐震に強い学校建設を進めるということで力強く言ってきていただいております。私はありがたく感謝しております。そういった意味で、これを意識調査するとか、あるいは原町区の住民の了解を得るとか、また新たに取戻すということにつきましては、私は納得できません。

そういうことで、もう1つですが、日本国民は地震、津波に対して非常に不安と危機感を

持っておるといふけれども、福島第1原発についても非常に危機感を持っております。これは何で福島原発についての文言を入れなかったのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

今のは討論すべきじゃなかった、よか。（「いや、討論やなかけん」と呼ぶ者あり）
答弁をお願いします。織田議員。

○12番（織田菊男君）

今回の想定外の災害があったというので、こういうふうな附帯決議を出しております。だから、そういう点を、災害があった前と現状では考え方が違うんじゃないかということで、このような案を出しております。

それから、地元の下承をもらうということは、ここは前より水害常襲地帯で、どのような形で学校をつくられるか、また、大変地元の方はどのようなことになるか、非常に興味を持っておられると思います。そういう点で、地元の方と説明及び希望を聞くべきじゃないかと考えております。

以上です。（「福島原発」と呼ぶ者あり）

原発の件でございますか。一応、原発の件は今回は考えておりません。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

福島原発は考えていないと言われたけど、唐津は玄海原発ですね、これが今ありますけれども、佐賀県におきましても、知事もろとも原発についても注視をしていくというふうな発言をされておまして、嬉野市におきましても30キロ圏内に入るんじゃないかということで、今の事故を想定すれば本当に考えられないような原発事故であると私は受けとめております。

そういう中で、今回、意識調査については、昨年11月11日、教育長、部長、それからPTAの副会長、会長あわせて、そしてまた、3地区の区長さん、町区の区長さん、塩田区の区長さん、原町区の区長さん交えて、この問題について、水害についての議論も既にもう済ませているわけですね。

そういう中で、またあえてこれを進めていくということは、本質的には塩田中学校の建設計画の見直しにつながるんじゃないかと私は考えております。そしてまた、予定地の変更をするという一つの趣旨じゃないかと私は考えております。そういうことで、今現在、嬉野市の取り組みとして谷口市長が力強く前に進んでいらっしゃるわけですから、これをどうこうするということは、私は反対をします。（発言する者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そういうことで、市長、教育部局もあわせて前に進んでおられますので、これを意識調査をするとか、あるいは区長の了解を得るとかすることは二度手間じゃないかと私は思っておりますので、このあたりは提案者はどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

私は、一番関係のございます学校の保護者関係が一番最優先で、そういう意識調査をすべきじゃないかと。

それから、私は見直しをせろというわけではございません。説明を、また意識調査をしてもらいたいということでございます。（「もう一つよかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

もう3回手を挙げたよ。そいけん、確認したとばい、さっき。（「はいはい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

1点だけ確認させていただきます。

記のところの1、2でありますけれども、2番目の現在の中学校敷地内において改築する場合、町分区、塩田区及び原町区の住民の了解を得ることとありますけれども、その前段のところ、小・中学校の保護者を対象とした意識調査を実施することというところまでは理解できますけれども、この地域を限定された理由はどういうことなのか。こういう形ではなくて、全体の、塩田中学校は塩田地区の方全員が使うわけでありますので、この限定された理由をお伺いしたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

わかりました。町分、塩田地区、原町というのは、なぜある程度限定したかというのは、この地区が一番水害関係で学校が高くなったりしたら、一番影響がございませぬ。だから、大きい影響がある地区を一応するべきじゃないかと。また説明も、私はその地区の方に説明をしてあるか、私の耳にはまだ入っておりませぬので、そういうこともするべきじゃないかと

いうふうな考えで、了解を得るべきじゃないかということでございます。一応災害が一番起りやすい地域を限定しております。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

西村議員とちょっと関連するところがありますけど、まず提出者に聞きますが、あなたはいわゆる昭和37年の大水害の以降、特改事業がやられて、そのときの金額は232億円で、今の現状はできております。その以前は今のようない心配がありました。しかし、そういうふうなことで平成2年以降、20年間、グラウンドの水も来ておりません。そういう事実は知っておりますか。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

私は平成2年度に来たというのは聞いておりますが、これは確認はしておりません。だけど、この場合、附帯決議をお願いしたのは、想定外の災害が来たということで発議をしております。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

想定外ということは、たまたま東北の地震が1000年に一度の想定外で、あなたは有明海の歴史は御存じですか。私調べてみました。一番古いのは寛政2年、今から219年前からずっと調べてみましたが、地震という文言は何もありません。ただ、水害とか台風とか、そういう点は5回来て、水害の中身では、特に明治4年、県下に大豪雨というようなことを明記してありました。

それから、あとキジア台風とか、ルース台風あたりとかジェーン台風とか、台風によって大水が来ておりますけど、今回のような、東北のようなことではありません。一番塩田で打撃を受けたのが昭和37年7月8日です。これにつけて、あなたは東北のことは考えておらんでこれを出したというばってんね、ある程度、歴史を調べてから、有明海に幾ら地震が来たかと、それから、地下のマグマがどういうふうな形成をしているかということも調べてされたならばわかりますけど、全くそういうことはなく、ただ提案されておりますから、もう一度調査の結果について、あなたも提案する前に調査した調査資料をちょっと聞かせてください。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

何遍でも言いますが、これは想定外の震災が来たという前提でしております。そういう点で、震災がある前と、津波がある前と現在とは違うということで出しております。私は何遍でも同じことを言います。

○議長（太田重喜君）

ほかには。平野議員。

○16番（平野昭義君）

先ほど西村議員からも申されていましたが、私もこれが出てからすぐ確認に回りました。各地区の保護者、各地区の区長さんかれこれ、もうそういう話は済んだじゃなかですかと、私たちは安心しとるですよ。なぜかといえば、河川改修ですよ。ここの方が狭い土地、29町あるのに7町提供されて今の河川ができたわけよ。こういうことを言ったら、結局もし中学校とかいろいろの問題をね、寄附されたのを差しどめしたら、袋の方はどういうふうなあなたに対する感情を持たれるかわからんですよ。もう少し、そういうふうなちゃんとした歴史を考えて、そして現実を考えてから、こういうことは幾ら気持ちだけで言っても、わざわざ議会に出すことはどうかと。せっかく提案された予算をある意味では壊すような話ですから、私はあなたに対して非常に疑問を感じております。（発言する者あり）

○議長（太田重喜君）

質問をしてください。

○16番（平野昭義君）

そいけんね、そういうことについて、各区長さんとか保護者とか、名前は言わんでいいですけど、何回か回られましたか。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

区長さんたちには回っておりません。一応限定したところで意識調査をお願いしたいということで……（「そいけん、せんでよかて言いよったいね」と呼ぶ者あり）

それから、今回想定外ということは何遍でも言いますが、東北のほうでも防波堤があったと思います。これが大丈夫ということで作られていたと思います。それが今回、大分壊れております。そういう点で、私が何遍でも言うのは、想定外でそういうふうな災害があったから考えるべきじゃないかと、そのような形で提出いたしました。（「場所が違う」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかに。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

先ほどの梶原議員の質問にも関連しますが、記2のところですけども、多分これは塩田川の河川兩岸の堤防というのは、絶対これはさわってはいけないというような不文の申し合わせがあるというふうに伺っておりますが、このことについて、2番の項目で町分区、塩田区、原町区というような3つの地区を指定されています。先ほど提案者の説明もお聞きしましたが、せめて対岸側の五町田並びに袋地区あたりも多分、もしこの項目に入れるとすれば入れる必要があるんじゃないかと思いますが、提案者はいかがお考えでしょうか。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

私は塩田川の、要するに上を向いて右岸のほうのことでお願いしているわけです。五町田東部地区に対しては、これは決議というのを要望しておりません。一応、一番災害が起こりやすい、要するに原町、町分、塩田地区ということで限定しております。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

37水害のときを考えれば、被害は意外と五町田地区、袋地区あたりが大きかったんじゃないかと思います。それによって塩田川の大きな河川改修が進められたとも聞いておりますが、そういった意味で、今言われた右岸側だけに限定するというのは問題があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

さっき言われましたが、それから河川改修もあっております。要するに曲がった場所をある程度の直線というか、直線にはなっておりませんが、今の中央公園、あれは袋の区の土地でございました。それをカットして、そういうふうな形になっております。

それから、37年というのは、私は38年と思っておりましたが、土手が切れたところは袋の地区でございます。それから、五町田地区になりますと、今は住宅が建っております。県営住宅になりますか、そういうところが一応切れておりますが、一応それだけの改修は私はしていると思っております。

だから、そういう点で今回の決議に対しては、右岸だけで一応限定したいと考えております。想定外になりますが、そういうものが来たら、ちょっと私も何とも言えませんが……。

（「はい、3問目」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

想定外の災害を予期しての決議であるとするれば、当然塩田中学校を中心にした周辺の部というのは入れるべきと私は考えますが、提案者はこのような地区だけに限定したものでよいとやはりお考えでしょうか。それとも対岸側も入れるというふうな考えはあられませんか。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

私は対岸を入れるより、むしろ馬場下地区を入れるべきじゃないかと考えておりますが、今回は限定的な意向調査ということで、また了解をもらうべきは一番影響がございます場所をお願いしたいということでございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。園田議員。

○9番（園田浩之君）

提案者が再三想定外ということを申されておりますので、上流に向かって右岸に限らず、対岸、左岸のほうも当然対象に入れるべきだと副島議員も言われておりますが、なぜ想定外、想定外ということを言われておられるのに右岸に限定をされる理由を聞きたいです。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

これに対しては、中学校の改築ということを中心に考えております。右岸のほうに中学校はございます。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

建設場所は確かにそうではありますけれども、塩田中学校に通学する子どもたちは右岸に限定しているわけじゃないわけですね。塩田中全域ですから、あくまでも提案者は想定外ということ力を強く強調されておりますので、再度そこら辺は対象地区をもうちょっと広く地区を広められたほうがいと私は思いますけど、まだお考えは変わられませんか。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

私の今のままで結構だと考えております。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

提出者に御確認だけをさせていただきます。

私は、この附帯決議案を読ませていただいて、私なりに理解をしたところでのことではありますと、あくまでも今回の附帯決議の中身は、今回の東北地方における地震、津波の影響で日本国民といいますか、嬉野市民の皆様もかなり不安を抱いていらっしゃる。そういう中で塩田中学校の建設をするに当たって、やはり河川のそばであると。そういうときに、今の現行案の計画の中で、やはり市民の皆さん、特に保護者の皆さんにこのままの現行計画案で大丈夫ですかと、いいですねということを行行政のほうを対象者の皆さんに持って行って、そして、市民の皆さんから今のままではだめ、ちょっと不安がありますと、こういうところを対応してくださいとか、こういうふうなところにもっと防災の配慮をしていただきたいとか、最悪の場合はここじゃだめですよというふうな、一つはそういうふうなところが私は含まれているというふうな理解をするんですが、あくまでも想定外の災害というよりも、現在の今の災害を見たときの皆様の不安を、ここにつくるというその不安を少しでも解消するためということが大前提と、私はこの文章を読んでそのように理解をするんですが、そういう理解をして間違いないでしょうか。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

はい、間違いございません。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第1号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。山口政人議員。

○5番（山口政人君）

決議案に反対の立場で討論をいたします。

塩田中学校の改築場所の問題については、学校施設等検討委員会で協議がなされ、現在地が適当であると報告がされております。

今の中学校の位置に決まったのも、いろんな経緯があって今の中学校があるというふうに聞いております。また、塩田中学校建築以来、幾多の水害にも遭ってきましたが、先生たちの配慮で中学生の犠牲者は出ていないというふうに思っております。

決議案の中に、現計画で災害に十分対応できるかという文言は現在地で大丈夫かということであり、場所の選定につながるというふうに思っております。想定外の災害が起きた場合は、絶対安全という場所はないというふうに思います。また、ほかの場所に建築するとすれば、塩田地区の民意を得ることは困難であるというふうに私は思っております。よって、私は決議案に反対をいたします。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。辻議員。

○1番（辻 浩一君）

ただいまの発議第1号につきまして、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

皆様御存じのとおり、今回の東日本の津波災害につきまして、皆様御存じのとおりでございますけれども、過去の経緯をいろんな文等で聞いておったのと違いまして、今回の映像を見ておりますと、非常に危機感を覚えるものでございます。

特に、非常に痛感いたしましたのは、避難場所がやはり学校を含めて公共施設であるということ、そしてまた、生活再建の拠点になるのがこういった公共施設になるというふうなことを強く痛感いたしました。

したがって、今回の災害を受けまして、先ほどから再三言われておりますように、答申が出された時点と今回の時点では市民の皆様方の意識が変わっているのではないかというふうな意味で、もう一回立ちどまって意見を聞く時間も必要ではないかというふうな意味から、この発議第1号に賛成するものでございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

ただいまの附帯決議案について、先ほど質問のときにもお尋ねしましたが、やはり記2のうち、3つの地区に限定されているという点は私も了解できません。せめて中学校敷地内において改築する場合、それぞれ住民の了解を得るところまではいかないにしても、そういう1番の項にあります意識調査は、せめて塩田中学校校区内の地区の住民の方に枠を広げるべきと思ひ、このままでは賛成することができません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。反対。（「賛成」と呼ぶ者あり）田中政司議員。

○11番（田中政司君）

今回、提出をなされました附帯決議、一般会計予算に対する附帯決議に対して賛成の立場で意見を申させていただきます。

先ほど辻議員のほうからもありましたが、今回の太平洋沖地震、この災害に伴う国民の不安というものは非常に大きいものであります。これが委員会、建設委員会から答申を出したときから嬉野市民の感情もかなり違っております。そういう意味で、私も議案審議のときに市長に対してこのことに対しては再度市民の了解を得るべきだというふうな質問をいたしました。

私としても、今回、塩田中学校の基本設計、これについては予算が通っております。実施設計も可決をされました。しかし、再度この位置でいいのか、本当にいいのか、災害時に耐え得る施設なのか等々について、私は場所を変更するためにあるのではなく、市民の理解をここで求めるために、了解を求めるために再度もう一回基本設計ができた段階で市民の皆様へお知らせをし、了解を得るといふ、そういう執行部の配慮が必要だということで、この附帯決議の案には賛成をするところであります。

○議長（太田重喜君）

討論ありませんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

賛成、反対討論が非常に重複しておりますけど、私は先ほども質疑の中でも申しました。まず、想定外とかいう案も話しておられましたけど、あれは全く1000年に一度の、しかも、地震の巣と言われる東北に来ております。けさも来ておりました。そういうことからして、私は歴史を先ほど言いましたように調べてみても、せいぜい有明海に大きなことがあったことは、島原大変肥後大迷惑と、寛政のころにあったあれが最後と思います。あれは結局、噴火した火砕流が有明海に流れて、天草あたりに行ったんじゃないかと。塩田にとってはその後、全く――塩田は少なくとも、これはやむを得ない現象があります。これは水害ではなくして、潮が満ちてくるから、これと重なったときだけは、これはもういたし方ありません。しかし、それを超えたのが昭和37年の8月災害です。あのときは人命の5名が流されて、その人柱が今の232億円でつくられた特改事業ですが、そしてその後、嬉野の方にもお世話になっておりますけど、横竹ダムもまたさらにできました。

私ね、こういうふうになすために尽力された袋地区の皆さん、先祖の土地を7町もやられて頑張ってこられました。そういう人々にも、少なくとも安心、それで中学生も近くから通われるというふうなことで、私は再々でありますけど、申し上げます。

それから、もう一度申しますけど、3地区、それから保護者の方にもさっさっさと私行動して走りましたが、そういうこともまだあるねというふうな、何か他人事のような話があります。ですから、こういうことを出されること自体が不可解です。

以上、反対します。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

討論ございませんか。田口議員。

○14番（田口好秋君）

私は、今回の附帯決議に賛成の立場として、提出者に賛成ということで名前を連ねておりますし、また、ここで附帯決議に賛成の立場で意見を申し上げます。

先ほどから提出者は過去にない想定外の災害ということがあって、この附帯決議を提出されております。それはなぜかといったら、やっぱりこの大きな大災害ですね、想像を絶する大災害が発生したということです。

そういったことで、塩田中学校建設に向けて進んでおるわけですが、ここでもう一度、こういった災害に対する父兄の皆さんの意見を聞くべきじゃないかということに私は賛成するものでありますし、また、2番目の地域を限定したと。先ほど提出者はその理由を述べられておりましたが、私は地域を限定した中に、中学校をもしかさ上げしてつくったら地域の人はどう思うか。絶対にこういった形で学校をつくりますよという機会を与えるべき、時間を持つべきだと。

これはなぜかといったら、今までの建物の現状を見ても、ここにもそうですが、中学校もそうです。全部ピロティ方式でつくっております。しかし、今、中学校の耐震の構造を見たときに、なぜこれが耐震診断で非常に数値が悪かったかと。これはピロティ方式でつくったために非常にもろいという結果が出ておるわけですね。

ですから、私たちは議会ですが、今回、まだ中学校の構造というのはわかりません。あそこにつくるとなれば盛り土になるのか、そういったこともわかりません。しかし、そういったものをここでもう一度明らかにして、ちょっとだけ、私は決してこの場所につくってはいけないということではないと私自身は思っております。しかし、あそこにつくった場合に、あそこにつくるときの構造がどのようになるのか、そういったものも何もわからなくて、いわゆるプロポーザルでこういった形で示されて、そのまま本設計に入っていたら、じゃあ、どこで議会として、議員としてちょっと待ってくれと、住民の意見を聞いてくれという場があるのか、そこに危機感を持ってこの賛成をしたわけです。

そういったことで、やはりここで一度、もう一回、この学校をつくったら恐らく数十年、あるいはもっとになるかもわかりません。そういった大事なことを議会として、私は当然の

こととして、やはり住民にもう一度説明する、あるいは了解を得る機会を持つということで、この附帯決議に賛成をする者として意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のあったとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決などすべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第1回嬉野市議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでございました。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員